明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境三）　一
○汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（同四）　一七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（同五）　二三
〔告　示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務三一）　二五
○労働施策基本方針（厚生労働一二）　二七
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成三十年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一四〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　一四六
裁判所
破産、免責、再生関係　一五一
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　二〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二〇七
会社その他
会社決算公告　二〇八
二〇九

省令

○環境省令第三号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣　原田　義昭